

# 令和2年度公共ホール音楽活性化支援事業

## (支援プログラム)実施要綱

### 1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と、創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール音楽活性化事業を実施した市町村等による、身近で親しみのあるクラシック音楽の公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取り組みに対する支援を行う。

### 2 対象団体

本事業は、次に掲げるいずれかの団体であって、令和元年度までに公共ホール音楽活性化事業を実施した団体（公共ホール音楽活性化支援事業、公共ホール音楽活性化発展継続事業、公共ホール音楽活性化発展継続支援事業、又は公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業を実施した団体を含む。）を対象とする。ただし、公共ホール音楽活性化の各事業を実施してから10年以上経過している団体にあつては、その間に地域創造の他分野の事業を実施していることが望ましい。

(1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。)

(2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体

(3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（(2)を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

### 3 実施市町村等の決定

地域創造は、上記2の対象団体（以下「市町村等」という。）から提出された「令和2年度公共ホール音楽活性化支援事業実施申請書」（別記様式(1-1)）等をもとに審査し、事業を実施する市町村等（以下「実施市町村等」という。）を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。申請団体が多数の場合は、これまでの実績（本事業の実施回数が少ない団体を優先するものとする）及び企画書の内容（創造性豊かな地域づくりに資するものであるか、事業の継続について明確な考え方を有しているか等）を考慮の上、予算の範囲内で地域創造が選定するものとする。

### 4 助成対象事業

実施市町村等は、原則として、3日間以上の連続した日程で次の事業を実施するものとする。

#### (1) 公演（コンサート）

公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽公演（入場料収入は実施市町村等に帰属するものとする。）を1回

#### (2) 地域交流プログラム（アクティビティ）

学校等でのミニコンサートやワークショップなど、地域との交流を図る事業を原則として4回以上（1日につき2回）

## 5 支援措置

実施市町村等が実施する助成対象事業に対し年度に1回、原則として一つの実施市町村等について5回まで(連続する年度であることは問わない)に限り次の(1)から(4)のとおりに財政支援することとし、各年度の申請に基づき予算の範囲内で助成を決定する。

ただし、公共ホール音楽活性化支援事業、公共ホール音楽活性化発展継続事業、公共ホール音楽活性化発展継続支援事業、公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業をこれまでに実施したことのある実施市町村等については、これらの実績も考慮した上で、原則として5回以内で助成を決定するものとする。

### (1) 助成割合

#### ① 支援事業実施が1回目の場合

下記(2)に定める助成対象経費の3分の2以内

#### ② 支援事業実施が2回目以降(上記ただし書きの場合を含む。)の場合

下記(2)に定める助成対象経費の2分の1以内

### (2) 助成対象経費

事業実施に伴い実施市町村等が支出する別紙1に掲げる助成対象事業に係る直接経費をいう。(限度額100万円)

### (3) 実行委員会形式等により事業を実施する場合の取扱い

事業を市町村等及び民間等が参加して実行委員会形式等により実施する場合には、企画・運営について当該市町村等が相当の責任を負う場合に限って、当該市町村等の負担する額に相当する範囲内の事業費を助成の対象とすることができる。

### (4) 助成金を減額する場合

上記(1)にかかわらず、助成対象経費以外の経費を含む総事業費が総収入(入場料収入及び上記(1)の助成割合により算出される地域創造からの助成金並びに他団体からの負担金や補助金、協賛金等を含む。)を超えることのないよう、地域創造からの助成金を減額することがある。

## 6 提出書類等

### (1) 実施申請書及び計画書 …別記様式(1-1) (1-2)\* (2) \*\*

令和2年度に本事業の実施を希望する市町村等は、次の関係資料を添えて、令和元年9月20日(金)までに地域創造に申し込むこと。

\* 2(2)又は(3)に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申書(別記様式(1-2))を添付すること。

\*\* 計画書については別記様式(2)又は独自の様式でも構わないが、単年度と長期的な計画を記入すること。

#### 【添付資料】

#### ① 共通資料

- ・会場パンフレット
- ・(参考)公共ホール音楽活性化支援アーティスト出演依頼票(企画書) …別記様式(3)

#### ② 申請団体が2(2)に該当する場合

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

#### ③ 申請団体が2(3)に該当する場合

- ・ 令和元年度事業概要
  - ・ 平成30年度決算及び令和元年度予算資料
  - ④ 実行委員会等形式により事業を実施する場合
    - ・ 実行委員会等組織の関与状況 …別記様式(6)
    - ・ 規約
    - ・ 実行委員等名簿
    - ・ 組織体系図
    - ・ 事業計画
    - ・ 予算資料
- (2) 公共ホール音楽活性化支援アーティスト出演依頼票（企画書） …別記様式(3)  
事業内定通知を受理した後に、出演希望アーティストの所属事務所あて送付すること。
- (3) 実施計画書及び事業収支予算の内訳 …別記様式(4-1)(4-2)  
出演アーティストの所属事務所と連絡調整を行い、日程等を決定の上、令和2年1月27日（月）までに当該書類を提出すること。その際、各助成対象経費については積算根拠を明記もしくは見積書等の資料を添付すること。
- (4) 実績報告書及び事業収支実績の内訳 …別記様式(5-1)(5-2)(5-3)(5-4)  
事業終了後30日以内又は令和3年4月15日（木）のいずれか早い日（必着）までに、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。
- 【添付資料】
- ① 共通資料
    - ・ チラシ、プログラム、写真等
    - ・ 出演契約書の写し
    - ・ 助成対象経費に係る領収書等（支払いを証明できる書類）の写し
  - ② 実行委員会等形式により事業を実施した場合
    - ・ 実行委員会等組織の関与状況 …別記様式(6)
    - ・ 市町村等が実行委員会等組織に対して支出した金額を証明できる書類
    - ・ 実行委員会等組織の収支状況
- (5) 変更承認申請又は変更報告書 …別記様式(7-1)(7-2)  
助成決定通知を受けた後に申請（計画）内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。ただし、助成決定通知後における変更において、経費に係わる際は通知した決定額を上限とし超過分については実施団体の負担とする。
- ① 変更承認申請
 

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。  
なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

    - ア 公演実施会場の変更
    - イ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更
  - ② 変更報告
 

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。  
なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

    - ア 申請者の代表の変更、人事異動等によるその他関係者の変更
    - イ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成・制作協力に関する表示

① 助成の表示

実施市町村等は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を表示すること。

② 制作協力の表示

実施市町村等は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施市町村等の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施市町村等が協議して決定する。

**参考** 標準的な事業の流れ・手続き等

●令和元年度（事業実施前年度）

実施時期	内容	提出書類
7月上旬～9月20日	申請受付（9月20日締切）	事業申請書等 （別記様式(1-1)(1-2)(2)(3)） ※実行委員会形式等の場合 別記様式(6)
11月	事業内定通知 アーティストの所属事務所に出演依頼	出演依頼票 （別記様式(3)）
1月	企画内容・アーティストの決定 （1月27日締切）	実施計画書等 （別記様式(4-1)(4-2)）

●令和2年度（事業実施年度）

実施時期	内容	提出書類
4月	助成決定通知	
4月～3月	事業の実施	

事業終了後 (30日以内) 又は 令和3年4月15日の いずれか早い日	実績報告、助成金の請求	実績報告書等 (別記様式(5-1)(5-2)(5-3)(5-4)) ※実行委員会形式等の場合 別記様式(6)
--	-------------	--

## 助成対象経費

令和2年度公共ホール音楽活性化支援事業要綱 5 (1) 助成対象経費については、以下のとおりとする。

- 1 実施市町村等が支出する助成対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを助成対象事業経費とする。なお、各項目のその他に該当する場合は、申請書の内訳明細欄に詳細を記入すること。

### ①演奏家（対象アーティスト及び伴奏共演者）派遣に係る経費

出演料及びマネジメント料（助成対象上限額は別紙2のとおりとする。）、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料。（交通費・宿泊費・日当は、それぞれ実施団体の旅費規程に準じた金額を上限とする。）

\*演奏家は別紙2の対象アーティストから、ソリストの場合は2名以内（伴奏共演者は別に1名以内）、アンサンブルの場合は1組とし、その出演料および助成対象上限額は別紙2のとおりとする。

### ②その他の経費

項 目	内 容
音楽・文芸費	楽譜・楽器借料、調律料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場整理等人件費、会場借上料、会場設営費など
旅費・諸謝金	地域交流プログラム関連旅費、事業打合せ等旅費
広報・印刷費	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費、チケット販売手数料など
記録費	録画費、録音費、写真費、記録ビデオ作成費、記録DVD作成費、記録活動に必要な消耗品の購入費、その他
保険料	催事保険料、楽器搬送保険料、その他
消耗品費	事業に係る消耗品費
その他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

2 次に掲げる経費は助成対象外とする。

- ① 事業実施期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日）外に発生した経費
- ② 実施市町村等以外の者が支出した経費
- ③ 実施市町村等及び申請者が請求者となっている経費  
（例：利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を収受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等）
- ④ 楽器・備品の購入費
- ⑤ コンクール入賞賞金・賞品等にかかる経費
- ⑥ レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、その他飲食関係費（ケータリングを含む）

⑦ 手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用

⑧ 事務局経常費（事務所維持費、職員給与、燃料費等）

※専ら申請事業に従事する臨時職員の報酬等は企画制作費（直営）として計上して差し支えないが、実績報告時に任用書類や事業実施期間の業務分担表、日報など従事内容・期間が確認できる書類を添付すること。

※燃料費は、事業専用に取り上げている車両など事業遂行に不可欠な場合のみ計上できるものとし、実績報告時に使用簿など（使用日時・使用者・走行距離などを確認できる書類）を添付すること。

⑨ その他、助成対象として適当でないと地域創造が判断したもの。

## 公共ホール音楽活性化支援事業令和2・3年度対象アーティストについて

令和2・3年度の対象アーティストは、本事業への登録が4年未満および4年以上の2区分の計99組からなり、助成対象事業の実施に係る出演料の上限額および助成対象上限額はそれぞれ次のとおりとする。

## 1 本事業の登録が4年未満のアーティスト

ソリスト13名  
アンサンブル2組

ジャンル	アーティスト
ピアノ	岩崎洵奈、岡田奏、酒井有彩、中野翔太
弦楽器	坂口昌優(ヴァイオリン)、加藤文枝(チェロ)
管楽器	田中拓也(サクソフォン)、福川伸陽(ホルン)、 喜名雅(テューバ)
声楽	糸賀修平(テノール)、ヴィタリ・ユシュマノフ(バリトン)
その他	塚越慎子(マリンバ)、山本奈央(オカリナ)、泉真由×松田弦(フルート&ギター)、 アーバンサクソフォンカルテット(サクソフォン四重奏)

## 【出演料および助成対象上限額】

	出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)	助成対象出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)
ソロ	250,000円	250,000円
伴奏共演者	150,000円	150,000円
二重奏	450,000円	450,000円
四重奏	650,000円	650,000円



2 本事業の登録が4年以上のアーティスト

ソリスト73名 アンサンブル11組 計84組ジャンル	アーティスト名
ピアノ	川井綾子、高橋多佳子、竹村浄子、白石光隆、田村緑、久保田葉子、佐々木京子、奈良希愛、今野尚美、新崎誠実、新居由佳梨、泊真美子、金子三勇士、中川賢一(ピアノ・指揮)
弦楽器	高木和弘、大森潤子、磯絵里子、神谷未穂、野口千代光、小野明子、早稲田桜子、高橋和歌、甲斐摩耶、瀧村依里、北島佳奈、松本蘭(ヴァイオリン)、長谷部一郎、唐津健、海野幹雄、奥田なな子(チェロ)
管楽器	岩間丈正、岩佐和弘、永井由比、荒川洋、吉岡次郎、森岡有裕子(フルート)、小谷口直子(クラリネット)、藤田旬(ファゴット)、田中靖人、大石将紀、田村真寛(サクソフォン)、辻本憲一、神代修、高見信行(トランペット)、小川正毅、丸山勉(ホルン)、加藤直明(トロンボーン)
声楽	沢崎恵美、大森智子、藺田真木子、小林厚子、渡邊史、乗松恵美、廣田美穂(ソプラノ)、河野めぐみ、菅家奈津子(メゾソプラノ)、中鉢聡、黒田晋也、村上敏明、中井亮一(テノール)、羽山晃生、吉川健一(バリトン)
その他	浜まゆみ、大熊理津子(マリンバ)、宮本妥子(打楽器・マリンバ)、野尻小矢佳(パーカッション&ボイス)、益田正洋、松尾俊介(クラシック・ギター)、江崎浩司(リコーダー)、片岡リサ(箏・地歌三味線)、福島青衣子(ハープ)、小林史真、竹内直子(ハーモニカ)、デュエットウ かなえ&ゆかり、ピアノデュオ ドゥオール(ピアノデュオ)、Duo Yamaguchi(ピアノ&チェロ)、デュオ・レゾネ(クラリネット&ピアノ)、Dual KOTO×KOTO(箏デュオ)、ピアノトリオ・ミュゼ(ピアノトリオ)、Quartet SPIRITUS(サクソフォン四重奏)、Quatuor B(サクソフォン四重奏)、Quintet H(木管五重奏)、Buzz Five(金管五重奏)、BLACK BOTTOM BRASS BAND(ブラスバンド)

【出演料および助成対象上限額】	出演料 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)	助成対象出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)
ソロ	※	300,000円
伴奏共演者		180,000円
二重奏		540,000円
三重奏		660,000円
四重奏		780,000円
五重奏		900,000円
七重奏		1,140,000円

※出演料は、各アーティスト所属マネジメントとの交渉による。

一般社団法人日本クラシック音楽事業協会より出演料上限額一覧表の提供あり。